## 平成29年第7回那珂市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成29年7月20日(木) 開 会 午後1時30分~

2 場 所 瓜連支所 2 階 会議室 4

3 出席委員

教 育 長 大縄 久雄 教育長職務代理者 小笠原 聖 華 中 澤 明 委 員 委 員 住 谷 光 一 委 員 佐藤 哲夫

4 委員以外の出席者

教育部長 髙 橋 秀 貴 子 学校教育課長 聡 小 橋 学校教育課課長補佐 (総括) E 渡邊勝 副参事兼学校教育課指導室長 大 高 伸 学校教育課課長補佐 萩野 谷 真 学校教育課課長補佐 征信 門 寺 学校教育課係長 直江正典 学校教育課主事補 関 紗莉菜 生涯学習課長補佐 (総括) 小 林 正 博 那珂学校給食センター所長 川上義和

- 5 日程第1 教育長の日程報告
  - (1) 行事について
- 6 日程第2 議案

議案第30号 那珂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

議案第31号 平成30年度小・中学校において使用する教科用図書並びに小・中学 校特別支援学級(知的障害)において使用する教科用図書について

7 日程第3 報告

報告第24号 後援承認について

報告第25号 学校給食における牛乳配送の一部停止について

報告第26号 指定学校変更許可等について

## (会議の大要)

大縄教育長 本日、委員は5名全員が出席しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、今会議は成立することを宣言します。

ただ今より、平成29年第7回教育委員会定例会を開催いたします。まず、教育長の報告について、お願いいたします。

直江係長 はい。教育長の報告について。 ※以下、教育長の報告について、説明。

大縄教育長 この件について、ご意見ございますか。

それでは、日程第2議案第30号那珂市学校運営協議会規則の一部を改正する 規則について、お願いいたします。

小林総括 はい。日程第2議案第30号那珂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 について。

※以下、議案第30号那珂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、説明。

大縄教育長 この件について、ご意見ございますか。

住谷委員 はい。少し気になったのですが、6ページの第3条に「教育委員会は前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を設置するものとする」とありますよね。2号の場合は、「教育委員会は協議会を置こうとするときは」と書いてあり、第3項は「教育委員会は、協議会を置くときは」と書いてありますが、おそらく同じことを言っていると思われますので、「協議会を設置するにあたっては」や「記述については」など第3条の最初の方に合わせた言い回しの方が良いのではといった個人的な感想を持ちました。この違いに理由はあるのですか。この文面を作るにあたって、何か文部科学省からの参考文書などを見て作ったものですか。

小林総括 国から改正案がございまして、第3条については我々がお示しした通り同じ文 面になっておりまして、国の改正案にそのまま載せてあります。

住谷委員 設置することと書いてありますが、前の11ページに「指定の取り消し」がございますよね。従来の分はそのままで十分なのですが、今回の改正案については設置したら取り消すことはできないということですよね。その時に、あり得ないことですが会議不一致が発生したり、協議会が何か事情があって混乱した場合に教育委員会はどういった指導をするのか規定として無いような気がするのですが、いかがでしょうか。想定外のことが最近起こっていますので、想定外のことの場合に対応措置として普通何か設けます。この場合その規定がここに無いので、9ページから11ページにかけての適正な運営を確保するための

措置を講じることとありますが、これはどういったものか必ず入れておかなければなりません。そこが気になったのですが、いかがでしょうか。

- 小林総括 この件に関しては、国から改正案が出ておりまして、指定の取り消しについては、協議会設置の努力義務でお示ししたと思いますが、そちらの義務化に伴い、 学校の指定制度を取らないこととするために、指定を前提とした規定を削除するということになります。改正案にならって削除している所でございます。
- 住谷委員 国の改正案でも適正な運営を確保するための措置を講じるとしか書いてないということですか。この場合は協議会なのでそれほど難しく考えなくても良いのかもしれません。例えば東京都などの都心部ではそのような問題が起こる可能性が高いため、それに対する対応策は予め入れておかないといけないのではないかと思います。那珂市ではありえないと思いますが、法令に従って作るわけですから、作らないといけないと思いました。
- 小笠原委員 住谷委員のお話を伺って、確かに学校運営協議会が主催して瓜連では防災キャンプをしていますが、そこで事故が起きたり、非常に児童生徒に近いところで活動する機会があるので、守秘義務が守れなかった場合、1人の場合は辞めるということが明記されていますが、事件や事故が絶対に起きないとは言いきれないと思いました。その時は行事のその都度保険に加入が可能だと思いますが、訴訟に発展してしまった場合に責任はどこになるのだろうと思いました。
- 大高室長 主体自体は運営協議会に置かれてしまうと思います。しかし学校行事は校長先 生が行いますので、PTA活動となれば保険が適用になるかもしれません。
- 住谷委員 第13条の規定を見ると教育委員会は上位ですよね。指導及び助言を行うと書いてありますので、最終的には教育委員会に係ると思います。各学校で問題が起きた時にどういった対応措置を行うのか、解決方法を提出するのが責任なのかと思います。
- 小笠原委員 生徒の成績など個人情報に関わるところに接しなければならなくて、協議会長に協議会の部会長の名前で提出いたしました。この文書にその名前が載っていると、苦情がその人に来るといった話題になったことがあり、心配だと思いました。そういう懸念が大きくなってあまり面倒なことに関わりたくない、と更に協議会を行ってくれる人が減ってしまわないといいな、という話が出ました。
- 住谷委員 もし協議会で何かあった場合にこの規定の通り教育委員会の責任となりますので、何か対応措置を取られた方がよろしいかと思います。この改正案を読んでいると不安を覚えます。最近は教育委員会に対する風当たりも強くなっていますので、対策は必要だと思います。
- 大高室長 私が最初に関わった時には、教育委員会としての運営協議会の設置に向けてそこは指定で関わりましたが、予算に関しては独立的に運営協議会の方で行って

いくので、運営・組織に関しては協議会に任せる、というところからスタートいたしました。ここの文言の「求めに応じて」が逃げの部分ではあるかもしれませんが、積極的に教育委員会が入り込んでいくというスタンスではございません。

大縄教育長 現実に何かあった時や起こった時に設置規則はまた別枠で決めていかなければ ならないですね。

住谷委員 この規定のみではあやしい部分がありますね。

高橋部長 これの施行規則はない状態で、あくまで設置規則の部分なので、細かい部分は 施行規則で後ほどになると思います。

住谷委員 どこの市町村でもこの話が通っているのですよね。おそらく経験した市町村は これでは危ないと言うと思います。

大縄教育長 コミュニティスクールを行っているところは少ないですよね。逆に那珂市の方 が先進的に他の市町村よりも一歩、二歩くらい進んでいると思います。

高橋部長 那珂市以外では1つか2つしかありません。

大高室長 正式に言うと1つだけです。

大縄教育長 小美玉市の野田小学校ですよね。

大高室長 大洗町も同時にスタートしましたが、指名が終わった時にやめてしまいました。

大縄教育長 水戸市の浜田小もやっていましたが規則とかはなかったですよね。

大高室長 はい。規則などはこれからです。

大縄教育長 それでは今出たことも含めて、もう1回委員会の方で検討させていただいて、 規則の部分と不測の事態が起こった場合にどうするかといった規則は作ってあ るのか、作った方が良いのか、或いはこれは規則なのでこのままということも 含めて検討いたします。

住谷委員 14条、15条は何かあった時のための条例だったので、それを削ってしまう のは不安だと思います。

大縄教育長 指定ではなく協議会が努力義務となったために、すべて削って13条のなにか あった時は助言するという風になってしまったので具体的にどのようにするの か検討いたします。 小笠原委員 確かに細則が決められている方がすごく良いのかと言われますと、今の比較的 自由な動きと校長の助言のもとにできることをする、というスタンスがなくな ってしまうのは寂しい気がします。しかし、職務としてやることとどちらが良 いかと言われると難しいと思います。

大縄教育長 あくまで那珂市のためになれば良いので、今のような施行規則等は本当にあった方が良いのかを含めてもう1度検討いたします。それでは議案第31号平成30年度小・中学校において使用する教科用図書並びに小・中学校特別支援学級(知的障害)において使用する教科用図書について内容の性質上、審議するものの関係上、すべての案件の終了後に審議いたします。ご異議ございますか。

全委員 ―――異議なし―――

大縄教育長 それでは、議案第31号平成30年度小・中学校において使用する教科用図書 並びに小・中学校特別支援学級(知的障害)において使用する教科用図書についてはすべての審議終了後に、審議いたします。 次に、日程第3報告第24号後援承認について、お願いいたします。

寺門補佐 はい。報告第24号後援承認について。 ※以下、報告第24号後援承認について、説明。

大縄教育長 この件について、ご意見ございますか。

住谷委員 18番ののび伸び牛乳杯第37回茨城県ちびっこ野球選手権大会についてです が、茨城新聞社とはどういった関係ですか。

寺門補佐 協賛で茨城県牛乳協会が入っています。

住谷委員 牛乳協会が寄付して、茨城新聞社が行ったということですね。

佐藤委員 以前にもお話したことがあるのですが、16番についてですが、その団体の専門部から申請が出ています。この申請は主催団体の会長名で出すべきではないかと何年か前にもお話したと思います。21番については記載の会場以外でも大会は開催されますよね。最後のケーズデンキスタジアムは全部の後援ですよね。

寺門補佐 そうですね。他20会場が抜けていました。

佐藤委員 ちょうど同様の二つの団体から出ていたので伺いました。

大縄教育長 高体連の事業は、次回の定例会で報告させていただきます。 ※第9回教育委員会定例会にて報告。 この件について、他にご意見ございますか。 それでは、報告第25号学校給食における牛乳配送の一時停止について、お願いいたします。

小橋課長 はい。報告第25号学校給食における牛乳配送の一時停止について。 ※以下、報告第25号学校給食における牛乳配送の一停止について、説明。

大縄教育長 この件について、ご意見ございますか。

住谷委員 結論は1つの農場で作ったために、味が違ったという推定ですね。

小橋課長 はい。単一の乳牛で作ることは特別珍しい事でもなくて、あり得ることだそうです。それまでは学校給食の牛乳は、混ぜ合わせていましたが単一の牛乳でも問題はないということで、6月3日に集めたのが偶然単一の牛乳だったということで、それが製品化されたのが6月5日の学校給食の牛乳になったということでした。学校給食では異味異臭は発生しましたが、市販品の方は通常通り販売を続けておりまして、そちらの方で消費者から問題の指摘はなかったということです。同じ製造ラインの製品も問題がなかったということで、再開を決めたということでした。

小笠原委員 同じ製品でも、1リットルパックの方は問題がなかったと聞きました。学校だと1人1人のパックだからということもあったのでしょうか。

小橋課長 パックの検査をしたのかという問い合わせがありまして、それにつきましては 製造過程の方でパックの検査も日々行っているそうです。そこで異味異臭の原 因はなかったとのことです。

佐藤委員 先日、学校訪問の際に伺った学校では、校長先生と教頭先生にあえてお願いさせていただきました。給食に問題があった時に、今回は学校で事前にチェックできなかったということを、今後の参考にして再発の未然防止を子どもたちの口に入る前に、チェックできないか、そういったことを継続的に指導していただければと思います。機会を捉えて、毎日のことですから抜けがちになってしまうのですが、よろしくお願いいたします。

大縄教育長 この件について、その他ご意見ございますか。

それでは報告第26号指定学校変更許可について、報告第27号区域外就学許可等についてですが、個人に関する案件であることから、これからの会議を非公開とすることを提案いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び那珂市教育委員会会議規則第15条の規定により非公開とすることにご異議ございますか。

全委員	異議なし
	———非公開———

大縄教育長 その他で事務局から連絡ございますか。

小橋課長

はい。那珂市の公立幼稚園建設計画についてです。次回定例会で提出を考えて いるところですが、口頭で進捗状況の報告をさせていただきます。昨年度の定 例会では公立幼稚園建設計画の方針や、公立幼稚園の土地の買収について報告 させていただきました。今年度に入りまして公立幼稚園の基本設計や新しい幼 稚園の運営方針について市の建築課、各幼稚園の関係者、専門部会の委員とと もに協議をしてきたところです。そして、いよいよ内容が固まってきたところ です。特に運営方針につきましては、できるだけ保護者をはじめとした市民の 方々のご意見を取り入れたいという思いがございまして、幼稚園の保護者にア ンケートを実施したり、那珂市立幼稚園 PTA 連絡協議会の席で説明を行ってま いりました。また、地域の代表ということで地区まちづくり委員会でも説明し た経緯がございます。直近では先週ですが幼稚園の PTA 会長と懇談する機会が ございましたので、その場でご意見を伺うことができました。幼稚園評議員会 で園長のほかにも先生が集まる場で説明をしてまいりました。おかげさまで給 食やバスの送迎、預かり保育、小学校との連携、現時点では公立幼稚園の指針 としては対象は4歳児と5歳児に決定していますが、3歳児保育の必要性など 将来的なことも含めて、運営方針の決定に大変参考になるご意見を多々聞くこ とができました。最後に今後のスケジュールについてですが、今月末から8月 中旬にかけて、那珂市立小中学校等建設準備委員会という副市長がトップの委 員会ですが、そこで基本設計の説明をして、内容と基本方針を含めて部長会議、 那珂市議会教育厚生常任委員会で説明する準備を進めていく段取りでございま す。常任委員会の承認に関しては、ホームページや広報誌を通して市民に広報 して10月から新しい園児募集が始まります。今回募集する園児は統合時に年 長さんになる園児ですので、早い情報提供をしていきたいと思います。以上の 手続きを進めるにあたっては、この教育委員会定例会でも来月報告する予定で ございますのでお願いいたします。

大縄教育長 この件について、ご意見ございますか。

中澤委員 はい。給食やスクールバスの件についてはやらないということですか。

小橋課長

はい。スクールバスについて、バス会社から見積もりを取ってみたところ、負担が大きくなってしまう額ということで PTA 会長に説明させていただきました。バスはあれば希望したいとおっしゃっておりましたが、費用負担を考えるといらないという回答でした。私たちも最初にバスは不要と思います。給食については、希望される声が多いです。一方で手作りのお弁当を作ってあげられる時期がこの時期だけということでお話がありました。給食についても費用を考えると、月に5,000~6,000円かかってしまいます。そして、小学校の給食費より高くなるのは抵抗があるようで、給食も良いが費用負担を考えると、スタートは週に2~3回行うのが良いかと思います。

中澤委員 給食は業者に頼むのですか。

小橋課長 その通りでございます。給食センターという方法もあるのですが統合もありま すし、まずは業者からの配送ということで方針は出しております。

大縄教育長 その他事務局からありますか。

渡邊総括 はい。放射線量測定結果について。 ※以下、放射線量測定結果について、説明。

大縄教育長 この件について、ご意見ございますか。

渡邊総括 続きまして、先日ヒアリが常陸太田市で確認されたという報道がありました。 このことに関して県の保健体育課から指示文書がございまして、本日各小学校、 中学校、幼稚園に対して注意喚起の文書と対応法を含めた文書を配布いたしま したので、報告いたします。

今年も学校訪問をさせていただいて、子どもたちの様子、学校の様子を見させ 佐藤委員 ていただきました。毎年見させていただいて、今回は特に感激したことがあり ました。それは書くことによる指導で、後ろの掲示板への感想文等に丁寧にい ろいろ書いてあります。あれを毎回大切にしてくださいとお願いしていますが、 今年の小学校6年生のクラスで、運動会についての感想文が書かれていました。 その感想文に先生がいろいろ書かれていて、各教室を見ていて感激した朱書さ れていました。簡潔で短い文章ですが、とても胸に響く言葉で、ある子どもが 「個人種目で1位になれて嬉しかった。実は誰にも言わなかったが、家で練習 をしていたから1位になれた。」と、書いてありました。そこに赤ペンでアンダ ーラインが引いてあり、先生が簡潔に「家で練習していたことは知りませんで した。さすがだね。」と書いてありました。さすがだね。という言葉に、とても 感激いたしました。小学校6年生に「さすがだね。」という言葉を使うのか、あ れからずっと考えさせられていますが、最高の褒め言葉だと思います。これま でこの子どもと先生の間にはいろいろなことが行われて、先生の評価がかなり 高い子どもと見て取れます。子どもも先生からそのように見られていると自覚 しています。そのような中で「さすがだね。」という言葉を使っています。それ が6年生に通じているのか微妙なところではありましたが、この言葉をたくさ ん使ってしまうと「さすが」でなくなってしまいます。頻発すると安っぽくな ってしまう種類の言葉だと思います。他のクラスと読んでいて違いがあります。 教室に貼ってあるのだから、お互いに読んでみることをして、この先生はどの ようなことを書いているのか、研修の機会を設けて、今後とも、お願いいたし ます。今日、茨城新聞に大学のテストに記述式の問題が入ると書いてありまし た。書くということは、子どもたちに力をつけさせるのは大変必要なことだと 思いました。

大縄教育長 それでは冒頭に申しあげたとおり、日程第2議案第31号平成30年度小・中

学校において使用する教科用図書並びに小中学校特別支援学級(知的障害)において使用する教科用図書について審議いたします。この会議は案件の性質上非公開とし、教育委員、大高指導室長、冨山指導主事、事務局直江係長、関主事補で行うことを提案いたします。地方教育行政の運営に関する法律第14条第7項及び那珂市教育委員会会議規則第15条の規定により会議を非公開とすることにご異議ございますか。

全委員	異議なし					
大縄教育長	それでは、異議なし 退席をお願いいたし	しと認めこれより会議を非? します。	公開といた	こします	<sup>-</sup> 。関係者以外	·は
	———退席———					
	——非公開——	_				
大縄教育長		ますか。以上で第7回教育₹ いさまでした ────	委員会定例	引会を終	了いたします	. 0
			$\sim$	終了	午後3時50	分
会議鈕	录調製年月日	平成29年9月4日				

会議録調製者 学校教育課長 小 橋 聡 子

那珂市教育委員会教育長

会議録署名人